

平成30年度新規（更新）指定介護保険事業者研修

目次

各サービス共通事項について

各サービス共通事項

- | | |
|---------------------------|-------|
| ① 管理者の責務と役割について | P. 1 |
| ② 指定後の各種届出について | P. 17 |
| ③ 指定居宅サービス等の基準に関する条例等について | P. 26 |
| ④ 事故発生時の対応について | P. 28 |
| ⑤ 「介護サービス情報の公表」制度について | P. 35 |
| ⑥ 生活保護法指定介護機関制度について | P. 38 |
| ⑦ 業務管理体制について | P. 43 |
| ⑧ 介護職員処遇改善加算について | P. 52 |

平成30年度

和歌山県

介護サービス指導室

管理者の責務

☆指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく法令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
※指定居宅サービス事業者（介護保険法第74条第6項）

指定介護老人福祉施設（介護保険法第87条第6項）
指定介護老人保健施設（介護保険法第97条第7項）
介護医療院（介護保険法第111条第7項）

①指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

※訪問介護（基準省令第28条第1項）

通所介護（基準省令第52条第1項）

指定介護老人福祉施設（基準省令第22条第1項）

介護老人保健施設（基準省令第24条第1項）

※上記に限らず、介護保険サービス事業者の管理者には同様の役割があります。

②指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

※訪問介護（基準省令第28条第2項）

通所介護（基準省令第52条第2項）

指定介護老人福祉施設（基準省令第22条第2項）

介護老人保健施設（基準省令第24条第2項）

※上記に限らず、介護保険サービス事業者の管理者には同様の役割があります。

管理者は、連座制の対象となる「役員等」に含まれる。

※連座制とは、一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

管理者の役割（業務）



運営に関する基準

(提供拒否の禁止)

指定訪問介護事業所は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

※訪問介護（基準省令第9条）

(居宅介護支援事業者との連携)

指定訪問介護事業所は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

※訪問介護（基準省令第14条第2項）

和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱

目次

- 第1章 総則 (第1 - 第2)
- 第2章 特別養護老人ホーム (第3 - 第8)
- 第3章 養護老人ホーム (第9 - 第13)
- 第4章 軽費老人ホーム (第14 - 第18)
- 第5章 指定介護老人福祉施設 (第19 - 第24)
- 第6章 介護老人保健施設 (第25 - 第29)
- 第7章 指定介護療養型医療施設 (第30 - 第34)
- 第8章 指定居宅サービス及び指定介護予防サービス (第35 - 第39)
- 第9章 介護医療院 (第40 - 44)
- 第10章 雑則 (第45 - 第46)

附則

第1章 総則

(目的)

第1 この要綱は、和歌山県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第59号。以下「特養条例」という。)、和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第60号。以下「養護条例」という。)、和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第61号。以下「軽費条例」という。)、和歌山県指定介護老人福祉施設(以下「福祉施設」という。)、和歌山県介護老人保健施設(以下「保健施設」という。)、和歌山県指定介護療養型医療施設(以下「医療施設」という。)、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第63号。以下「保健施設条例」という。)、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第64号。以下「療養施設条例」という。)、和歌山県指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第65号。以下「居宅サービス条例」という。)、和歌山県指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第66号。以下「介護予防サービス条例」という。)、及び和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年和歌山県条例第24号。以下「介護医療院条例」という。))の施行に關して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱で使用使用する用語は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)、「健康保険法の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」を含む。)並びに第1に掲げる各条例で使用する用語の例による。

第2章 特別養護老人ホーム

(特養条例の施行に關し必要な事項)

第3 特養条例の施行に關し必要な事項については、第4から第8に定めるもののほか、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発214号厚生省老人保健福祉局長通知)以下「特養通知」という。)」の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる特養通知第5の4の(6)の③の(ア) (第7の2)において準用する場合を含む。)については、その上限を12人とする。

(記録の整備)

第4 特養条例第3条第2項に規定する「当該処遇を行った日から5年間」とは、当該処遇に係る各

種記録について、当該処遇を行った日の翌日から起算して6年間とする。

(一の居室の定員)

第5 特養条例第3条第2項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」の規定は、特別養護老人ホームの一の居室の定員については、入居者のプライバシーを尊重し良好な居住環境を整備する観点から、原則として1人とするが、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができるものとすることを旨とする。

2 特別養護老人ホームの新築、増築又は改築(以下第5において「施設整備」という。)を行うおととする者は、施設整備にあたり、施設の全部又は一部の「一の居室の定員」を、2人以上4人以下(以下「多床室」という。)とする場合は、施設整備に係る設計を行う前に、次項第1号に掲げる意見を付して知事に協議するものとする。

3 第1項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合」については、特別養護老人ホームの供給量の目録及び見込みが、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画において定めらるものとされていること等から、次の各号に掲げる事項を踏まえて総合的に判断する。

- (1) 多床室の整備を必要とする具体的な状況等について、当該施設が立地しようとする地域を管轄する市町村長の意見を
- (2) 地域の施設整備状況及び入所待機者数を
- (3) その他、知事が必要と認める事項

(人権擁護)

第6 特養条例第4条に規定する人権擁護については、次の各項のとおりとする。

2 人権擁護推進員は、施設の職員である者のうちから施設長又は管理者(以下「施設長等」という。)が任命する。

3 人権擁護推進員は、他の職務と兼務することができる。

4 人権擁護推進員は、施設長等及びその他職員と協力して、次の各号に掲げる業務に取り組みものとする。

- (1) 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援
- (2) 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施
- (3) 職員の人権擁護に関する知識、技術の修得

5 人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施するものとする。ただし、天災により実施することができない等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

6 人権擁護に関する研修の内容については、次の各号のとおりとする。

- (1) 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律などにおける高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研修を行う。
- (2) 高齢者への虐待等を防止するための対策や虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。
- (3) 人権に関する各種資料等を活用し、施設全体の人権擁護に係る知識・技能の向上を図る。

7 人権擁護に関する研修は、施設の実情に応じて次の各号に掲げるいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数施設等が合同で実施しても差し支えない。

- (1) 施設内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施
- (2) 職場外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを職場内の他の職員に伝達する研修の実施
- (3) 外部から講師を招いた研修の実施
- (4) 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施

した日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第27 保健施設条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。
(非常災害対策)

第28 保健施設条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。
(衛生管理)

第29 保健施設条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。
(記録の整備)

第7章 指定介護療養型医療施設

第30 療養施設条例の施行に関し必要な事項
(療養施設条例の施行に関し必要な事項)

第31 療養施設条例第3条第2項については、第31から第34に定めるもののほか、「健康保険法の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の例による。

(記録の整備)

第32 療養施設条例第3条第2項に規定する「当該指定介護療養施設サービスを提供した日から5年間」とは、当該指定介護療養施設サービスに係る各種記録について、当該指定介護療養施設サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第33 療養施設条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。
(非常災害対策)

第34 療養施設条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。
(衛生管理)

第35 療養施設条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。
(衛生管理)

第8章 指定居宅サービス及び指定介護予防サービス

(居宅サービス条例及び介護予防サービス条例の施行に関し必要な事項)

第36 居宅サービス条例及び介護予防サービス条例の施行に関し必要な事項については、第36から第40に定めるもののほか、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成12年3月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の例による。

(一の居室の定員)

第37 居宅サービス条例第3条第2項及び介護予防サービス条例第3条第2項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」の規定は、指定特定施設の一の居室の定員については、入居者のプライバシーを尊重し良好な居住環境を整備する観点から、原則として1人とするが、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができるものである。

2 第1項の「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合」については、次のとおりとする。
(1) 夫婦で居室を利用する場合などであって、利用者の処遇上必要と認められる場合
(2) 平成18年4月1日の時点で現に存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）であって、新たに特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護を含む。）の一般型の指定を受けようとする場合又は外部サービス利用型から一般型へ変更を行う場合
(記録の整備)

第38 居宅サービス条例第3条第2項及び介護予防サービス条例第3条第2項において各サービス種類ごとに規定する「提供した日から5年間」とは、各サービス種類ごとの当該サービスに係る各種記録について、当該サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。
(人権擁護)

第39 居宅サービス条例第4条及び介護予防サービス条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。
(非常災害対策)

第40 居宅サービス条例第5条及び介護予防サービス条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。
(衛生管理)

ては、第7の規定を準用する。
(衛生管理)

第41 居宅サービス条例第6条及び介護予防サービス条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。

第9章 介護医療院

(介護医療院条例の施行に関し必要な事項)

第42 介護医療院条例の施行に関し必要な事項については、第42から第45に定めるもののほか、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月22日老老第1号厚生労働省老健局長保健課長通知）」の例による。

(記録の整備)

第43 介護医療院条例第2項に規定する「当該介護医療院サービスを提供した日から5年間」とは、当該介護医療院サービスに係る各種記録について、当該介護医療院サービスを提供した日の翌日から起算して5年間とする。

(人権擁護)

第44 介護医療院条例第4条に規定する人権擁護に関しては、第6の規定を準用する。
(非常災害対策)

第45 介護医療院条例第5条に規定する非常災害対策に関しては、第7の規定を準用する。
(衛生管理)

第46 介護医療院条例第6条に規定する衛生管理に関しては、第8の規定を準用する。
(衛生管理)

第10章 雑則

(みなし規定)

第47 特別養護老人ホームにおいて人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員を配置している場合は、当該特別養護老人ホームが指定を受けた指定介護老人福祉施設においても配置されているものとみなす。

2 次の各号に該当する施設等は、主となる施設等において人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員を配置してあれば、他の施設等においても配置されているものとみなす。

(1) 特別養護老人ホームと一体的に設置している短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

(2) 介護老人保健施設と一体的に設置している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

(3) 介護医療院と一体的に設置している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

(4) 指定介護療養型医療施設と一体的に設置している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

(5) 養護老人ホーム又は軽費老人ホームにおいて指定を受けている特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

(6) 指定居宅サービスの一の事業所において、併せて指定を受けている指定介護予防サービス事業所

(7) 指定福祉用具貸与事業所において、併せて指定を受けている指定特定福祉用具販売事業所

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

各指定居室サービス事業者
各指定介護予防サービス事業者
各介護老人福祉施設
各介護老人保健施設
各介護療養型医療施設
各介護老人ホーム
各介護老人ホーム
各介護老人ホーム
各介護老人ホーム
各介護老人ホーム
各サービス付き高齢者向け住宅

管理者様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

人権尊重にかかるとる取組の一層の推進について

平素より高齢者福祉の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年に「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ対策法」が施行される中、本県では「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」、「和歌山県人権施策基本方針」に基づき、高齢者等に対する人権侵害が行われることのない、すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指した取組を進めているところであります。

また、介護保険法第1条(目的)は、介護が必要な高齢者が尊厳を保持しつつ、日常生活を営めるようサービスを提供すると規定されており、介護サービス事業者等は、常に高齢者の尊厳や人権に配慮した意識と対応が必要となります。

こうしたことから、県では「和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等において、全ての施設・事業所の人権擁護推進員の設置を義務付けて、研修を行うとともに、集団指導や新規(更新)指定事業者研修などを通じて、高齢者の人権等に関する理解を深める取組を行っているところであります。

貴施設・事業所におかれましては、管理者や人権擁護推進員を通じて、これまで人権尊重のための取組を行ってこられたと存じますが、今後も人権尊重に対する意識の高揚や人権問題への理解を深める取組を一層推進いただきますよう、改めてお願いいたします。

なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅におかれましては、現在、人権擁護推進員の設置義務はありませんが、上記に準じた取組をお願いいたします。

和歌山県介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

各介護老人福祉施設
各介護老人保健施設
各老人短期入所施設
各養護老人ホーム
各軽費老人ホーム
各有料老人ホーム
各サービス付き高齢者向け住宅

管理者様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検及び備えについて
(依頼)

日頃より高齢者施設等における災害時の被害状況の報告や対策につきまして、適切に対応いただきありがとうございます。

さて、長時間の停電となった昨年の台風21号をはじめ、今後発生する可能性が高いと言われている東海・東南海・南海地震や南海トラフ地震など様々な自然災害に備えて、事前にライフライン等の点検及び必要最小限度の備蓄が非常に重要となります。
・施設について、厚生労働省から別添のとおり通知しているところ(共通事項資料95～97ページ参照)事業者等集団指導においても周知しているところ(共通事項資料95～97ページ参照)ですが、このたび、各施設における状況を把握することとなりました。

つきましては、貴施設において、別紙「点検チェック表」に基づき点検・確認を実施の上、下記により「点検チェック表」を当室まで提出願います。

記

- 1 提出書類
別添「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検チェック表」
※きのくに介護d.e.ネットからダウンロードできます。
- 2 提出期日
平成31年2月18日(月)
- 3 提出方法
メール又はFAX (可能な限りメールで提出願います)
メールアドレス: e0403004@pref.wakayama.lg.jp
F A X : 073-441-2523

(裏面に続きます)

各介護老人福祉施設
各介護老人保健施設
各老人短期入所施設
各養護老人ホーム
各軽費老人ホーム
各有料老人ホーム
各サードサービス付き高齢者向け住宅

管理者 様

和歌山県福祉保健部
介護サードサービス指導室長
(公印省略)

災害発生時等の高齢者施設における「事業継続計画 (BCP)」について

高齢者施設における災害対策につきましては、従前より適切な対応をいただいております。

さて、今般、長期間の停電など近畿地方に大きな被害を及ぼした台風をはじめ、今後発生する可能性が高いと言われている東海・東南海・南海地震や南海トラフ地震などの様々な自然災害への備えとして、高齢者施設においても、利用者への支援等の重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させるための「事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan)」を作成しておくことが非常に重要となります。

つきましては、平成 27 年度に精国県及び高知県が先駆的に策定した「精国県作成支援ツール」及び「高知県策定の手引」を下記により紹介いたしますので、貴施設において事業継続計画 (BCP) を作成する際の参考としていただき、早期に事業継続計画 (BCP) を作成いただきますようお願いいたします。

○ 手引き等のデータ (ワード、エクセル等) については、下記のホームページよりダウンロードが可能です。
データの活用については精国県及び高知県から了承を得ていますが、手引き等の内容についての問い合わせ等は画県に行わないよう、お願いします。

1. 「精国県 介護施設における事業継続計画 (BCP) 作成支援ツール」

精国県健康福祉部 福祉指導課
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h26/shisetu-bcp.html>

2. 「高知県 高齢者福祉施設におけるBCP策定の手引」

高知県地域福祉部 高齢者福祉課
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/shisin.html>

※ きのくに介護ドットネットの「2.1. 災害関係」のページにリンクを貼っています。
※ 自家発電機などの非常用電源の確保は今般の台風においても、必要資源であったことから、必要最小限度必要となる電源の確保について当計画に必ず盛り込むようお願いいたします。

事務担当

介護サードサービス指導室 川村 山野
TEL: 073-441-2527
FAX: 073-441-2523

(裏面もご覧ください)

4 日頃の備えについて

- 点検結果を踏まえて、速やかに飲料水、食料等の備蓄、非常用電源の確保、BCP (事業継続計画) の策定推進など必要な対策を取っていただくとともに、日頃から地域との連携体制を構築強化するようお願いいたします。
- BCP (事業継続計画) につきましては、同送の通知「災害発生時等の高齢者施設における「事業継続計画 (BCP)」について」に、ご留意願います。

※ 台風 21 号で施設が取った対応を記載しますので、今後の対応の参考としてください。

○非常用電源の確保

- 自家発電装置 (備え付け) を電源に活用
- ポータブル発電機 (極致台) を電源に活用
- プロパンガス (LPガス) 発電を電源に活用
- 電気自動車から電源を確保、車載用インバーター発電機で発電
- 建設業者から工事現場用大型発電機を借用 (浄化槽の起動など)
- 乾電池式ランタンで各居室を照明

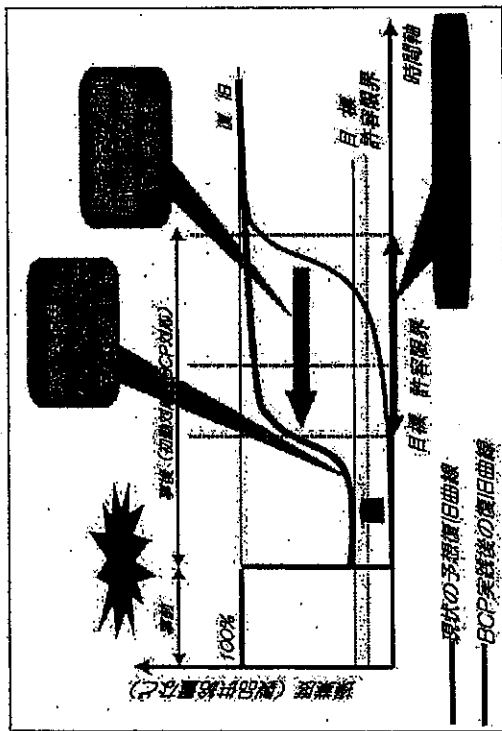
○地域との連携強化等

- 鮮魚運搬用の保冷車を借用し、食料品を保存
- 鮮魚店から大量の水を借用し、扇風機の前に置き冷却に活用
- 浄化槽への流入を少なくするため、職員分は仮設トイレを利用
- 燃料業者 (石油・LPガス)、建設業者、電気設備業者、鮮魚店等と災害時の協力関係を構築
- 別施設の申出により入り浴設備を一部開放

事務担当
介護サードサービス指導室 川村 山野
TEL: 073-441-2527
FAX: 073-441-2523

事業継続計画 (BCP) とは

事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan) とは、「不測の事態 (危機、災害など) の発生」により経営資源 (人・物・情報など、以下「資源」という。) が被害を受け、通常の事業活動が中断せざるを得ない場合に、残存する能力で「優先すべき業務を継続」させ、「許容されるサービスレベル」を保ち、かつ「許容される期間内に復旧」できるように、組織体制、事前対策、災害発生時の対応方法などを規定した計画です。



事業継続計画 (BCP) の概念

防災マニュアルとBCPとの違い

防災マニュアルの役割は、発災時の初動対応を定めることにより「人命を確保する」ことにありますが、BCPの役割は、業務の継続・復旧過程を手順化することにより、「確保できた人命を守り続けていく」ことにあります。

項目	防災マニュアル	事業継続計画 (BCP)
	<ul style="list-style-type: none"> 人命の安全確保 初動対応 職員の行動基準・規定 避難手順 安否確認 など 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への対応策、連絡 取引先への対策・対応 同業者、地域、行政等との連携 必要資金の準備 など
	<ul style="list-style-type: none"> 物的被害の軽減 建物耐震化、設備の固定 非常用電源設備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害防止対策 火災、動植物流出防止 など

※高知県「高齢者福祉施設におけるBCP策定の手引」より

- 様
- 各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
 - 各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
 - 各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
 - 各和歌山県所管指定介護老人保健施設管理者
 - 各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
 - 各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
 - 各和歌山県所管有料老人ホーム施設長
 - 各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
 - 各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅代表者

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導演長
(公印省略)

サービス提供による「事故発生の未然防止」、「事故発生時の迅速・適切な対応・報告」及び「再発防止に向けた取組」の徹底について (依頼)

県内の介護保険事業所等におけるサービス提供による事故は、今年度も多数発生しており、事故発生後の利用者・入所者 (以下、「入所者等」という。) 家族との対応がうまくいっていない事例も見受けられます。

介護保険事業者は、入所者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬと厚生労働省令で定められています。

また、事故発生時における対応については、平成 22 年 9 月 24 日付け長第 440 号通知により、適切な対応をお願いしているところです。

今般、事故発生時における対応等の流れを分かりやすくするため、別添のとおり「サービス提供による事故発生時における対応フロー (標準例)」を作成したので送付します。

介護保険事業者におかれましては、事故を未然に防ぐための研修等の取組を徹底して頂くとともに、事故が発生した場合の入所者等の家族等への速やかな連絡と適切丁寧な対応及び関係機関への迅速な報告の実施について、職員に対して周知徹底をお願いします。加えて、事故の再発防止に向けた取組についても、万全を期すようお願いいたします。

なお、介護保険施設以外の施設についても、この対応フロー (標準例) を参考として頂き、同様に適切な対応をお願いします。

※「平成 22 年 9 月 24 日付け長第 440 号通知」

「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領 (標準例)、報告様式」

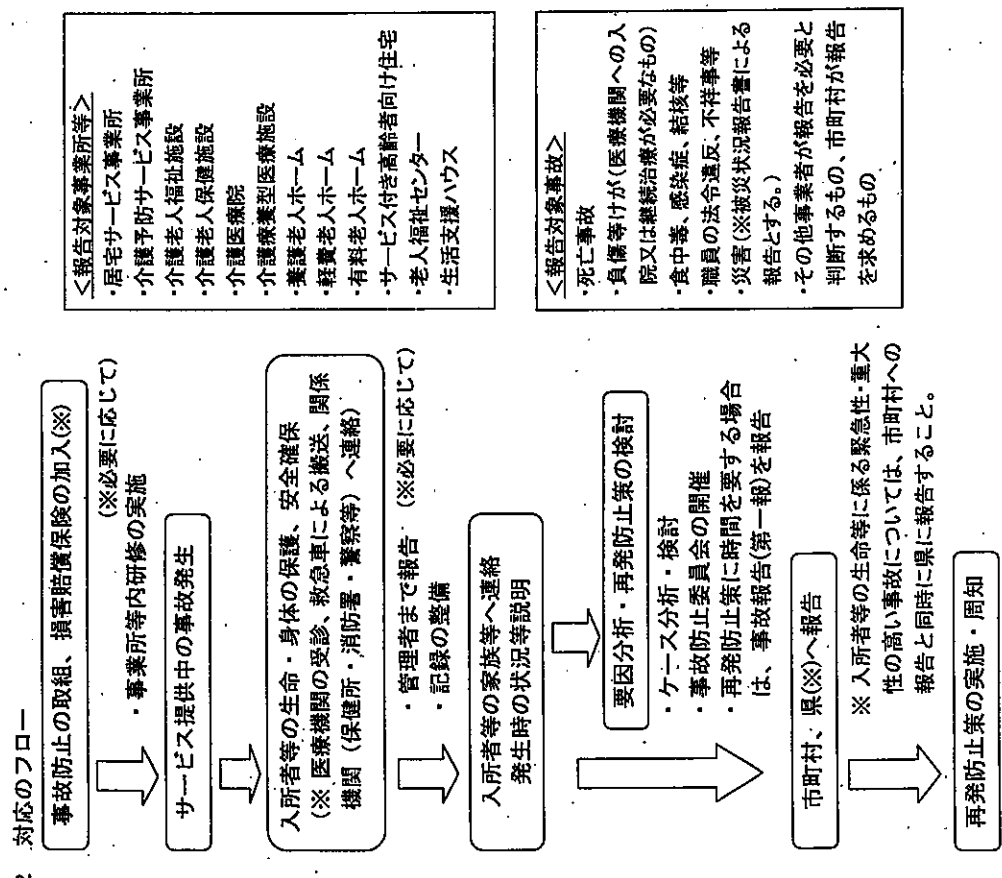
「サービス提供による事故発生時における対応フロー (標準例)」については、

「きのくに介護 de ネット」

(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>) に掲載しています。

「サービスマン提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」

1 目的
介護保険事業所等において、利用者・入所者（以下、「入所者等」という。）に対するサービスマン提供により事故が発生した場合に、速やかに必要な措置（入所者等の生命や身体への保護、安全確保）、入所者等の家族等への連絡・状況等説明、市町村・県への報告及び再発防止策の実施など、迅速かつ適切な対応を行うことで、安全な介護サービスマンの提供と質の向上を図る。



- ＜報告対象事業所等＞
- ・ 居宅サービスマン事業所
 - ・ 介護予防サービスマン事業所
 - ・ 介護老人福祉施設
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護医療院
 - ・ 介護療養型医療施設
 - ・ 養護老人ホーム
 - ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 有料老人ホーム
 - ・ サーマン付き高齢者向け住宅
 - ・ 老人福祉センター
 - ・ 生活支援ハウス

- ＜報告対象事故＞
- ・ 死亡事故
 - ・ 負傷等けが（医療機関への入院又は継続治療が必要なもの）
 - ・ 食中毒、感染症、結核等
 - ・ 職員の法令違反、不祥事等
 - ・ 災害（※被災状況報告書による報告とする。）
 - ・ その他事業者が報告を必要と判断するもの、市町村が報告を求めらるもの

- 各指定居宅サービスマン事業所管理者
各指定介護予防サービスマン事業所管理者
各指定介護老人福祉施設管理者
各指定介護老人保健施設管理者
各指定介護療養型医療施設管理者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者
各サービスマン付き高齢者向け住宅代表者

和歌山県福祉保健部
介護サービスマン指導室長
(公印省略)

社会福祉施設等におけるインフルエンザ及びノロウイルス対策の徹底について

社会福祉施設等におけるインフルエンザの対応につきましては、従前より適切な対応をお願いしているところですが、今期も全国的に本格的な流行期に入っている中、毎年高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要となります。

については、社会福祉施設等におかれましては、別添厚生労働省の通知内容をご承知いただき、職員に対して、入所者等の基礎体力の維持を図るための常日頃からの栄養状況への十分な配慮も含め、インフルエンザの予防対策について周知徹底をお願いいたします。

加えて、インフルエンザによる感染が疑われる症状が表れた場合は、速やかに、まん延防止対策を取るとともに、医療機関の受診など施設等内感染防止対策等の徹底についてもよろしくお願いたします。

また、ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策についても、別添通知に基づき、同様に、予防及び感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

- 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」
- 「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」

長 第01180003号
平成31年1月18日

和歌山県介護サービスマン指導室
TEL 073-441-2527

指定後の各種届出について

指定後の各種届出等は、事業所の所在地（和歌山市を除く）を所管する各振興局の担当窓口で受け付けます。
 なお、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業サービスに関する指定事務等については、各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

【サービスの種類】

県が指定（和歌山市内の事業所除く）	
<p>【居宅サービス】</p> <p>①訪問介護(共生型サービスを含む) ⑦通所リハビリテーション ②訪問入浴介護 ⑧短期入所生活介護 ③訪問看護 ⑨短期入所療養介護 ④訪問リハビリテーション ⑩特定施設入居者生活介護 ⑤居宅療養管理指導 ⑪福祉用具貸与 ⑥通所介護(共生型サービスを含む) ⑫特定福祉用具販売</p> <p>【施設サービス】</p> <p>①介護老人福祉施設 ②介護療養型医療施設(新規申請は受け付けていない) ③介護老人保健施設 ④介護医療院</p>	<p>介護給付</p>
<p>【介護予防サービス】</p> <p>①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦介護予防短期入所療養介護 ⑧介護予防特定施設入居者生活介護 ⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>予防給付</p>

市町村が指定	
<p>【居宅介護支援】</p> <p>【地域密着型サービス】</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤小規模多機能型居宅介護 ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>介護給付</p>
<p>【介護予防支援】</p> <p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <p>①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>予防給付</p>
<p>介護予防 日常生活 総合支援 事業</p>	<p>①訪問型サービス、②通所型サービス等</p>

【指定後の各種届出・申請】

○変更届

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届け出る必要があります。(介護保険法第75条第1項、第82条第1項、第89条第1項、99条第1項及び第115条の5第1項)

変更の届出が必要な事項
・事業所(施設)の名称
・事業所(施設)の所在地
・申請者の名称
・主たる事務所の所在地
・代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所
・登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
・事業所(施設)の建物の構造・専用区画等
・備品(訪問入浴介護事業所及び介護予防訪問入浴介護事業)
・事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(介護老人保健施設は事前に承認を受けること)
・サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
・運営規程
・協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関
・事業所の種類
・提供する居宅療養管理指導の種類
・事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
・利用者、入所者又は入院患者の定員
・福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)
・併設施設の種類等
・役員の氏名、生年月日及び住所
・介護支援専門員の氏名及びその登録番号

※「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出の特例

本県では、運営規程に定める内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については年に1回の届出で足りています。ただし、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更事項が次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届を提出して下さい。

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所(施設)の管理者(施設長)の氏名及び住所の変更 ・訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更 ・居宅介護支援事業所及び介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更 ・特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

○廃止届及び休止届

事業を廃止または休止するときは、廃止または休止の日の1月前までに届け出る必要があります。(介護保険法第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項)

○再開届

休止していた事業を再開した場合は、再開の日から10日以内に届け出て下さい。(介護保険法第75条第1項、第82条第1項及び第115条の5第1項)

○更新申請

事業所の指定は、6年ごとに更新を行わなければならない場合があります。(介護保険法第70条の2、第79条の2、第86条の2、第94条の2及び第115条の11)なお、提出期限は、指定有効期限が月の末日の場合には当該期限満了日の属する月の5日(5日が開庁日の場合は直後の開庁日)、末日以外の場合は、有効期限満了日が属する月の前月の5日(5日が開庁日の場合は直後の開庁日) となっております。

例：7月31日が指定有効期限→7月5日までに提出
7月25日が指定有効期限→6月5日までに提出

【介護報酬算定手続】

サービス種別（介護予防含む）	提出日
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（共生型サービスを含む） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護（共生型サービスを含む） ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・居宅介護支援 	毎月15日まで（翌月から算定）
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 	毎月末日まで（翌月から算定） （受理日が1日の場合はその月から算定）

<注意事項>

- ①和歌山市内の事業所等については、和歌山市役所指導監査課にお問い合わせください。
- ②地域密着型（介護予防）サービス事業所等の市町村指定の事業所については、各市町村介護保険担当課にお問い合わせください。
- ③事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった場合は、基準に該当しなくなった日から算定できなくなりますので、速やかに提出をお願いします。
- ④（介護予防）訪問看護における緊急時訪問看護加算については、届出を受理した日から算定できます。
- ⑤同一事業所でも、複数のサービスを行っている場合は、提出書類はサービス毎にそれぞれ別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。
- ⑥添付書類・資料については、A4サイズで提出していただくようお願いいたします。

【届出等提出先一覧】

所在市町村	提出先
海南市・紀美野町	〒642-0022 海南市大野中939 海草振興局 健康福祉部保健福祉課 073-483-8824
紀の川市・岩出市	〒649-6223 岩出市高塚209 那賀振興局 健康福祉部保健福祉課 0736-61-0021
橋本市・かつらぎ町 高野町・九度山町	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927 伊都振興局 健康福祉部保健福祉課 0736-42-5440
有田市・湯浅町 広川町・有田川町	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2855-1 有田振興局 健康福祉部保健福祉課 0737-64-1294
御坊市・美浜町・日高町 由良町・印南町・日高川町	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2 日高振興局 健康福祉部保健福祉課 0738-24-0996
田辺市・みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁振興局 健康福祉部保健福祉課 0739-26-7932
新宮市・那智勝浦町 太地町・北山村	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 東牟婁振興局 健康福祉部保健福祉課 0735-21-9629
串本町・古座川町	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193 東牟婁振興局 健康福祉部串本支所 地域福祉課 0735-72-0525
(参考) 和歌山市	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 保険医療部指導監査課 073-435-1319

※変更届、更新申請等の各種様式は

「きのくに介護 de ネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/main1.html>) の
【各種申請・届出】に掲載していますのでご利用ください。

3 提出部数及び提出先 (下記の提出先まで持参してください)

サービスの種類	提出部数	提出先
○ 居宅サービス	2部	事業所又は施設の所在する地域を管轄する振興局健康福祉部保健福祉課
○ 介護予防サービス	3部	
○ 介護老人福祉施設 (地域の老人福祉施設)		
○ 介護老人保健施設 (地域の老人保健施設)		
○ 介護療養型医療施設 (併設の介護予防施設を含む)		

(注) 「居宅介護支援事業所」、「地域密着型サービス」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、事業所所在地の各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。

また、和歌山市内に所在する事業所、施設につきましては、和歌山市役所指導監査課 (TEL: 073-435-1319) へお問い合わせください。

4 届出事項

- (1) 次の場合は、「変更届出の特例」が適用されず、変更日から10日以内の届出が必要ですが、
- ① 事業所 (施設) の管理者の氏名及び住所の変更 (各サービス共通)
 - ② 訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更
 - ③ 介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
 - ④ 特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

(2) 次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。

- ① 平成29年6月1日と平成30年6月1日と比較して、職員の数等に変更がない場合 (この場合であっても、(1)の場合及び「利用料その他の費用の額」に変更がある場合は変更届が必要です。)
 - ② 平成29年6月1日と平成30年6月1日と比較して職員の員数等に変更があるが、平成29年6月以降に指定 (許可) 更新を受けた場合又は平成29年7月以降に「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出をしている場合 (資格が必要な職種の方の全員の資格証を添付している場合に限る。) で、その時点と平成30年6月1日と比較して、職員の員数等に変更がない場合 (この場合であっても、(1)の場合及び「利用料その他の費用の額」に変更がある場合は変更届が必要です。)
 - ③ 平成30年5月31日から7月31日まで指定 (許可) 有効期間が満了となる事業所 (施設) であって、指定 (許可) 更新を受ける事業所 (施設)
 - ④ 保険医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている居宅療養管理指導、訪問看護、訪問介護 (リハビリ) 及び通所介護 (リハビリ)
- (3) 平成29年6月1日以降に新規指定を受けた事業所職員の数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。

(介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービス廃止に係る運営規程の変更について)

介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護サービスが、平成30年3月31日をもって廃止となります。つきましては、運営規程の内容のうち、指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護に関する規定の前條等についても、「変更届出の特例」として取扱います。

(訪問介護及び訪問型サービス等を一体的に運営規程に定めている場合の変更等について)

訪問介護と訪問型サービスを運営規程に一体的に定めている場合や、通所介護と通所型サービスを運営規程に一体的に定めている場合において、訪問型サービス及び通所型サービスに関する規定のみを変更 (新規で追加する場合を含む。) 等する場合は、変更届は不要です。

担当：高齢者生活支援室
TEL: 073-441-2527
FAX: 073-441-2523

和歌山県基準条例について

1 条例の名称、根拠法令及び国基準

条例の名称	根拠法令	国基準
和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号)
和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例		介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年厚生省令第40号)
和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第41号)
和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例	介護保険法 (平成9年法律第123号)	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成30年1月18日厚生労働省令第5号)
和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)
和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第35号)

2 県独自基準の内容

(1) 国基準を変更する基準

- ア 対象となる施設:
指定介護老人福祉施設 (※ユニット型は除きます。)、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護

項目	国基準	県独自基準
一の居室の定員	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができ。	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができ。

イ 対象となる施設・サービス:

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院
指定居宅サービス、指定介護予防サービス

項目	国基準	県独自基準
記録の整備	入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。	入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、当該処遇又はサービスの提供した日から5年間保存しなければならない。

(2) 県独自に追加する基準
対象となる施設・サービス：
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院
指定居宅サービス、指定介護予防サービス

項目	県独自基準
人権擁護	入所者・利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、職員に対し人権擁護に関する研修を実施しなければならない。
非常災害対策 (※)	非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。
衛生管理 (※)	衛生管理を推進するため、衛生管理推進員を置かなければならない。

※災害対策推進員及び衛生管理推進員の配置は、次の施設・サービスが対象となります。
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビリテーション

(3) その他の基準
上記(1)、(2)以外の基準については、国基準で定める基準と同様とする。

3 その他条例で定める基準
介護保険法の改正に伴い、各施設や事業所の設備及び運営に関する基準以外に、条例で定めることとされた基準についても併せて規定しました。

(1) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（厚生労働省令に従うべき基準）

県基準：法人とする。

(2) 指定介護老人福祉施設の入所定員に係る基準（30人以上であって条例で定める数）

県基準：30人以上とする。

4 施行日

平成25年4月1日

平成30年4月1日(介護医療院関係)

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅代表者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

サービス提供による「事故防止の未然防止」、「事故発生時の迅速・適切な対応・報告」及び「再発防止に向けた取組」の徹底について（依頼）

県内の介護保険事業所等におけるサービス提供による事故は、今年度も多数発生しており、事故発生後の利用者・入所者（以下、「入所者等」という。）家族との対応がうまくいっていない事例も見受けられます。

介護保険事業者は、入所者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならず、厚生労働省令で定められています。

また、事故発生時における対応については、平成22年9月24日付け長第440号通知により、適切な対応をお願いしているところです。

今後、事故発生時における対応等の流れを分かりやすくするため、別添のとおり「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」を作成したもので送付します。

介護保険事業者におかれましては、事故を未然に防ぐための研修等の取組を徹底して頂くとともに、事故が発生した場合の入所者等の家族等への速やかな連絡と適切丁寧な対応及び関係機関への迅速な報告の実施について、職員に対して周知徹底をお願いいたします。加えて、事故の再発防止に向けた取組についても、万全を期すようお願いいたします。

なお、介護保険施設以外の施設についても、この対応フロー（標準例）を参考として頂き、同様に適切な対応をお願いします。

※「平成22年9月24日付け長第440号通知」

「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領（標準例）、報告様式」

「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」については、「きのくに介護deネット」

(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodonet/index.html>)に掲載しています。

介護保険事業者の事故発生時ににおける報告取扱要領（標準例）

- 1 報告すべき事故の対象
報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者の事故及びサービス提供に関連する利用者の事故とする。
- 2 報告すべき事故の種類及び範囲
事業者は、次の事由に該当する場合は報告すべき事故として市町村に対して報告する。
 - (1) サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガの発生
(注1) 「サービス提供中」とは、送迎、通院等を含む。
また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設（以下「事業所等」という。）内にいる間は、「サービス提供中」に含まれる。
(注2) 報告すべきケガの程度については、医療機関に入院又は医療機関において継続して治療することを必要とするものとする。ただし、利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合には、ケガの程度にかかわらず報告する。
(注3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（利用者の家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合を含む。）は報告する。
(注4) 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わない。
 - (2) 食中毒及び感染症、結核等の発生
(注) 保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従う。
 - (3) 職員（従業者）の法令違反、不祥事等の発生
(注) 報告すべきものについては、利用者へのサービスの提供に関連するものとする。
<例> 利用者からの預り金の横領事件や利用者の送迎時の交通事故など
 - (4) 災害の発生
(注) 震災、風水害及び火災等の災害により利用者へのサービスの提供に影響するものとする。
 - (5) その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの。
- 3 報告の手順
 - (1) 事故発生時の第一報
① 事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに、所要の関係機関へも報告・連絡を行い、関係市町村へ報告する。
併せて、関係居宅介護支援事業者等へも連絡する。
 - ② 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに、関係市町村へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに報告書を提出する。ただし、市町村が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、市町村へFAXを送信しておき、翌就業日に連絡する。
 - ③ 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高い事故については、所管の県の振興局健康福祉部へも併せて報告する。
- (2) 最終報告及び途中経過報告
事業者は、事故処理が終了した時点で、その事故処理の結果について関係市町

村へ報告書の提出を行う。
併せて、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について市町村へ報告する。

4 報告事項及び報告様式

(1) 報告事項

報告事項は、次のとおりとする。

- ① 報告者
<項目> 法人の名称及び代表者氏名、事業所の名称・所在地・電話番号・管理者（責任者）の氏名>
- ② サービスの種類（事故が発生したサービス）。
- ③ 利用者（事故対象者）
<項目> 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、介護保険被保険者番号、介護度等>
- ④ 事故の概要
<項目> 発生日時、発生場所、事故の種類、事故の内容（発生日時の状況及び経緯）>
- ⑤ 事故発生時の対応
<項目> 対応の方法、家族、関係機関等への連絡及び通報状況（搬送・治療した医療機関への連絡状況と治療の内容（診断結果を含む。）、利用者の家族等、居宅介護支援事業者、警察等への連絡・通報状況）>
- ⑥ 事故発生後の対応
<項目> 利用者の状態、利用者の家族等への報告・説明（家族等の氏名、利用者との連絡及び住所、報告日時、事業者の対応状況、家族等の理解の状況）、損害賠償の発生に関する状況>
- ⑦ 事故の原因分析及び再発防止に向けての今後の取組み
<項目> 事故が発生した原因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況>
- ⑧ その他の特記事項

(2) 報告様式

関係市町村（3の（1）の③の場合には、県を含む。5及び6について同じ。）への報告は、当該市町村が様式を定めている場合には、その様式で報告するものとし、特に様式の定めがない場合には別紙標準様式により報告するものとする。この場合において、事業者は、あらかじめ、市町村に電話等で様式等について確認をするものとする。
ただし、4の（1）に掲げる報告事項が明記されている場合は、別紙標準様式によらず、必要に応じて事業者独自の様式で報告することができるものとする。

- 5 報告先
事故に係る当該利用者の保険者である市町村へ報告する。この場合において、当該事業所等の所在地がその市町村と異なる場合には、事業所等の所在する市町村へも併せて報告する。
- 6 その他の事業者の対応
事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。
事業者は、発生した事故について原因を分析・解明し、及び再発防止に向けての対策を講じるとともに、市町村からより詳細な確認等を求められた場合には再度報告を行うなど市町村の指示に従う。

介護保険事業者 事故報告書

平成 年 月 日

市(町村)長様

法人名 _____ 代表者氏名 _____
 事業所名 _____ 電話番号 _____
 所在地 _____
 管理者氏名 _____

サービスの種類 (※利用者の種類)	ふりがな _____	性別 _____	男・女
利用者の概要 (事故対象者)	氏名 _____	生年月日 _____	明治 _____ 年 月 日 (歳)
	住所 _____	電話番号 _____	昭和 _____
事故の概要	介護保険被保険者番号 _____	要介護度等 _____	要支援 1・2
	発生日時 _____	平成 年 月 日 () 時 分	要介護 1・2・3・4・5
事故の原因	発生場所 _____	※医療の場合には、該当する項目までにチェックをするとともに、その中で最も重大な原因にはダブルチェックを記入してください。 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> やけど <input type="checkbox"/> 感染症・結核 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> その他の外傷 <input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事 <input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 誤食・誤えん	
	事故の種類 _____	※死亡に至った場合はその死亡年月日：平成 年 月 日 () 時 分	
事故の内容	①死亡の経緯(医療機関に入院又は搬送した経緯)を要する場合は対象とさせていただきます。 (注)死亡の経緯は医療機関に入院又は搬送した経緯を要する場合は対象とさせていただきます。 (※発生時の状況及び経緯(医療機関)の状況、事故の原因等を記入してください。)		
対処の方法	(※できるだけ詳細に記入してください。)		
事故発生時の対応 (※の急情重、家族への連絡状況、医療機関への連絡及び搬送・治療内容等を記入。)	本事業・医療機関等への連絡又は通報状況について(次の①～⑤へ連絡・通報した場合、必要事項を記入してください。) ①搬送した医療機関(治療を行った医療機関) < 連絡日時：平成 年 月 日 () 時 分 > ※医療機関名 _____ 所在地： _____ 治療の内容：(詳細を要す) _____ ②利用者の家族等 < 連絡日時：平成 年 月 日 () 時 分 > ③居宅介護支援介護事業者等 < 連絡日時：平成 年 月 日 () 時 分 > ④警察 < 通報日時：平成 年 月 日 () 時 分 > ⑤その他() < 連絡日時：平成 年 月 日 () 時 分 >		

利用者の状態	(※現状、入院の有無、その時利用者の状態時までの状態を記入してください。) 家族等の氏名 _____ 利用者との関係 _____ 家族等の住所 _____ 家族等への報告日時 _____ 平成 年 月 日 () 時 分		
	利用者への対応状況 (※内容等) _____ 利用者への対応状況 (※内容等) _____ 家族等の状況 _____		
損害賠償の発生に関する状況	(※できるだけ具体的に記入してください。) 事故の原因分析及び再発防止に向けての今後の取組み _____		
その他の特記事項	(注)記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、この報告書に添付してください。		

介護サービス情報の公表制度について

【HP: <https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>】

1. 制度の趣旨

- 平成18年4月1日の介護保険法の改正に伴い、介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられています。
- この制度は、介護サービスの利用者等が公表したサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

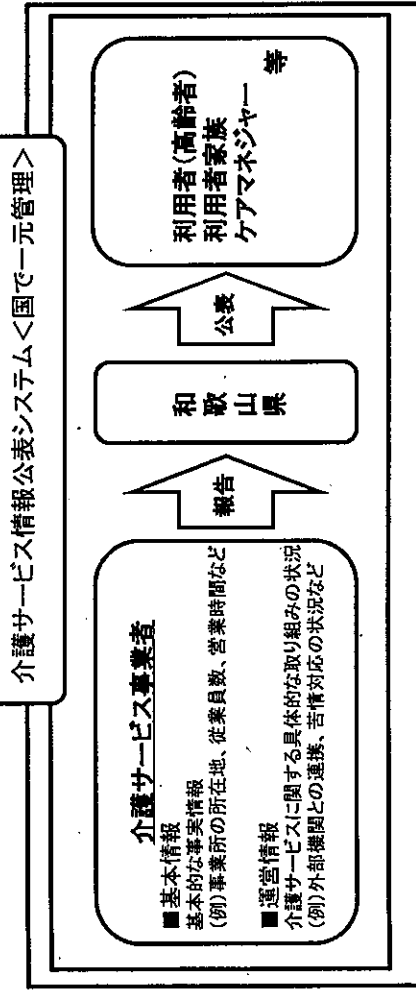
2. 制度の概要

- 介護サービス事業者は、年に1回、介護サービス情報を報告する必要があります。
- 平成24年度以降は、事業者の自己責任による公表となりますが、事業者において調査を受けることを希望される場合は、指定調査機関が実施します。(HP参照)

3. 対象事業者

- 対象サービス(介護保険法施行規則第140条の43)を提供する事業者のうち、次の①②に該当する事業者(別紙参照)
- ①計画の基準日前1年間に、介護報酬実績額(利用者負担を含む。)が100万円を超える事業者
 - ②計画の基準日から1年間に、新たに指定を受ける介護サービス事業者

4. 公表の仕組み



6. 手数料

手数料はかかりません。
※調査機関に調査を希望する場合のみ、手数料が必要です。

【対象サービス一覧】

- 訪問介護 (予防含む)
 - 訪問入浴介護 (予防含む)
 - 訪問看護 (予防含む)
 - 訪問リハビリテーション (予防含む)
 - 通所介護
 - 通所リハビリテーション (予防含む)
 - 福祉用具貸与 (予防含む)
 - 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム) (予防含む)
 - 特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム) (予防含む)
 - 10 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅) (予防含む)
 - 11 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・外部サービス利用型) (予防含む)
 - 12 特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム・外部サービス利用型) (予防含む)
 - 13 特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型) (有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅) (予防含む)
 - 14 居宅介護支援
 - 15 介護老人福祉施設
 - 16 介護老人保健施設
 - 17 介護療養型医療施設
 - 19 短期入所生活介護 (予防含む)
 - 20 短期入所療養介護 (介護老人保健施設) (予防含む)
 - 21 短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等) (予防含む)
 - 22 認知症対応型共同生活介護 (予防含む)
 - 23 地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)
 - 24 地域密着型特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム)
 - 25 地域密着型介護老人福祉施設
 - 26 夜間対応型訪問介護
 - 27 認知症対応型通所介護 (予防含む)
 - 28 小規模対応型居宅介護 (予防含む)
 - 39 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 30 看護小規模多機能型居宅介護
 - 31 地域密着型通所介護
 - 32 地域密着型療養通所介護
- ※(介護医療院)：システムが対応していないため、今年度は対象外。
来年度以降は公表の対象となる。

1. 介護機関の指定について

平成26年7月1日以降、介護保険法の規定を受けた事業所に指定を受けた事業所

自動的に介護保険法の規定を受けた事業所とみなされます

平成26年6月30日までに、介護保険法の規定を受けた事業所

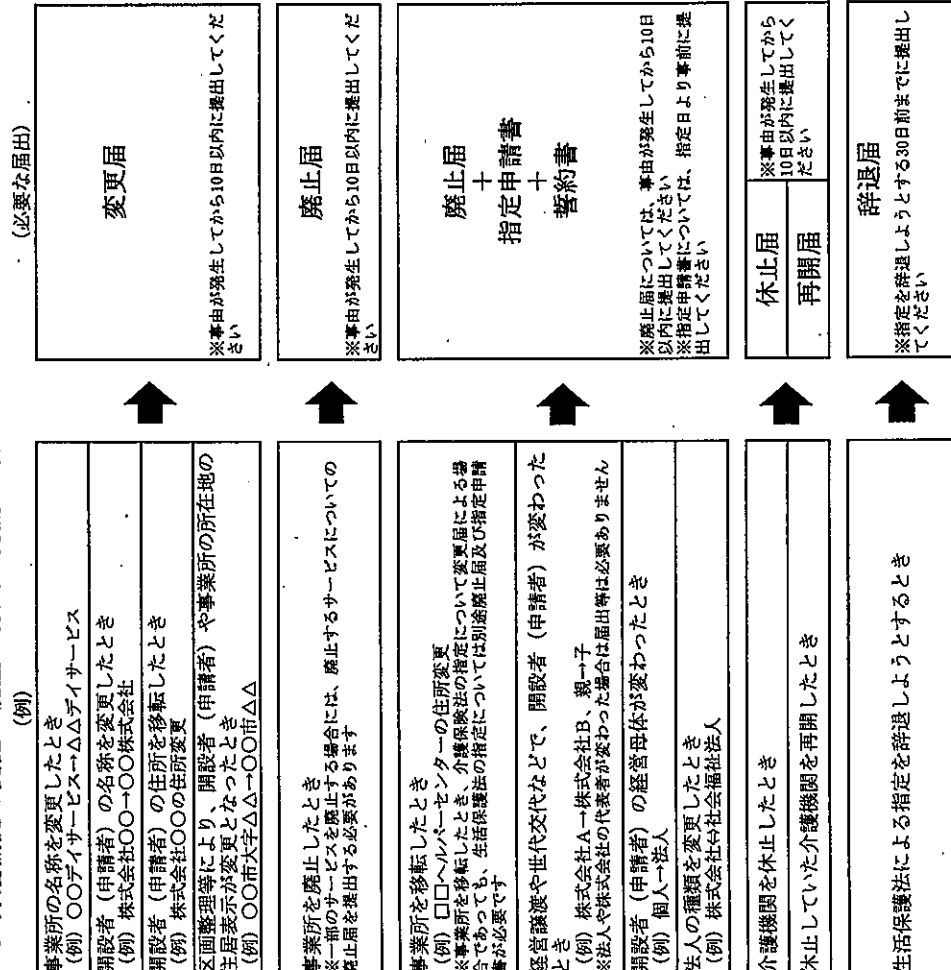
平成26年6月30日までに、介護保険法の規定を受けた事業所

参考資料

引き続き、介護保険法の規定を受けた事業所となります

介護保険法の規定を受けた事業所

2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について



※事業所→介護サービスを提供する場所
※開設者(申請者)→事業所の経営母体

(例) ヘルパーステーション、訪問看護事業所など
(例) 株式会社、社会福祉法人など

平成26年7月以降に介護保険法の規定による指定を受けた介護事業所の方へ

生活保護法の指定介護機関について

生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号)が平成25年12月13日に公布され、平成26年7月1日から施行されたことにより、指定介護機関の取り扱いが下記のとおりとなりました。つきましてはその内容についてご理解いただき、被保護者に対する介護扶助の適正な実施にご協力をお願いいたします。

1. 介護機関の指定について

- (1) 平成26年7月1日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けます。申請の必要はありません。

【生活保護法による指定を辞退する場合】

事業所が生活保護法による指定を不要とする「申出書」を提出した場合、生活保護法の指定を受けたものとはみなされません。

※ 申出書を提出した場合、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行なうことができません。※ 十分ご注意ください。

2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

生活保護法の指定事項(所在地、名称等)に変更が生じた場合や、事業所を休止・再開する場合には、それぞれ届出を提出する必要があります。

- 事業所の名称、開設者(申請者)の名称や所在地が変更となる場合、変更届の提出が必要です。
- 事業所を休止・再開する場合は、それぞれ休止・再開届の提出が必要です。また、事業所の住所や開設者(申請者)が変更となる場合は、廃止届と指定申請書の提出が必要です。
- 事業所が介護保険法の指定を継続し、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、生活保護法による指定を不要とする申出書を提出してください。
- 平成26年7月1日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所が介護保険法による廃止届を提出した場合、生活保護法の廃止届の提出は必要ありません。
- 変更届・休止届・再開届については、事由が発生してから10日以内に、申出書については介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けたときに提出してください。

3. 留意事項

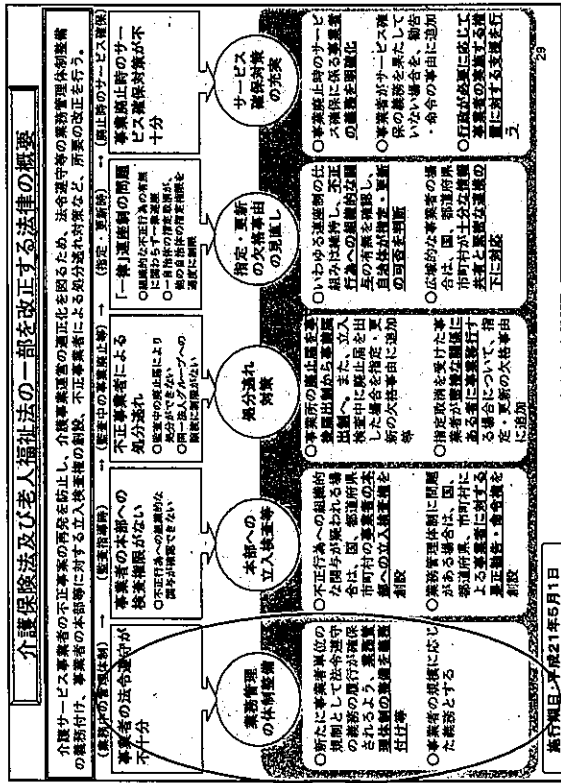
- 生活保護法による指定介護事業所の各種届出書は、介護保険法による同様の届出を提出した後、すみやかに提出してください(提出先については、別紙参照)。介護保険法による届出のみをされた場合、届出内容は生活保護法の指定登録内容には反映されませんので、ご注意ください。
- 申請書・各種届出書の様式は、各市福祉事務所・各振興局で配布しています。また、和歌山県庁ホームページ(福祉保健総務課 生活保護)からダウンロードすることができます。

業務管理体制の整備について

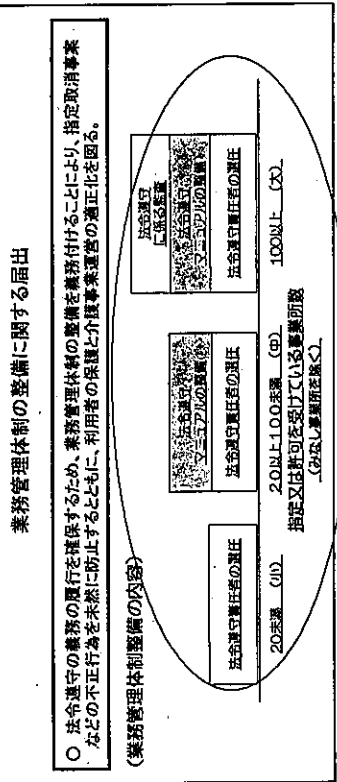
1. 趣旨

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務づけるものです。

2. 法律改正の概要



3. 事業者が整備すべき業務管理体制の内容
 事業所等の数：20未満 → 整備内容：①法令遵守責任者の選任
 事業所等の数：20以上100未満 → 整備内容：①+②法令遵守規程の整備
 事業所等の数：100以上 → 整備内容：①+②+③法令遵守に係る監査



■法令遵守責任者について

何らかの資格要件を求めないが、介護保険法等の関係法令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。なお、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令等遵守を徹底することができず、選任されることを想定。

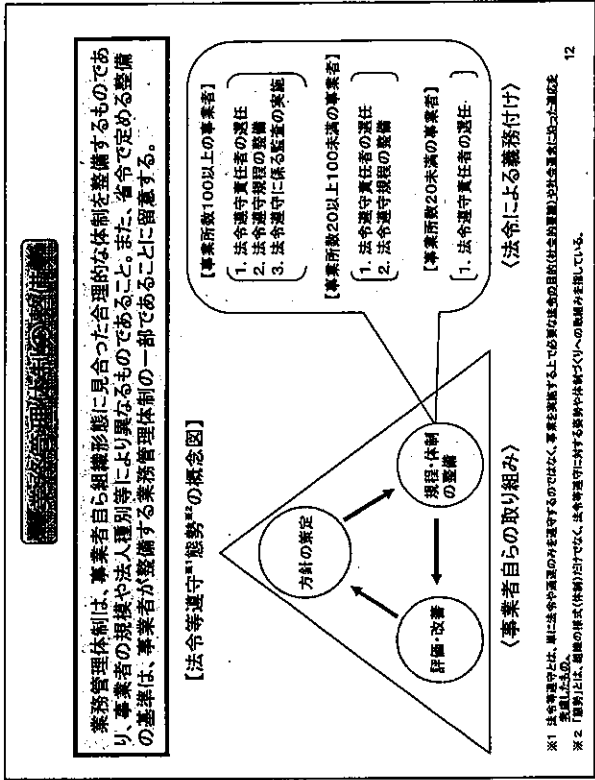
■法令遵守規程 (業務が法令に適合することを確保するための規程) について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がある (日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので可)。

■法令遵守に係る監査 (業務執行の状況の監査) について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役 (委員会設置会社においては、監査委員会) が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とする可。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のうちからでも可。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回実施しなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせたものなど、効果的かつ効率的に行うことが望まれる。



4. 届出事項 (届出様式「別記第1号様式 (第2条関係)」を参照)

整備の内容と同様、事業所等の数により届出事項が異なる。届出様式は同じ。

記入例2 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合

※ 届出先行政機関の変更が生じた場合は、区分変更前及び区分変更後の行政機関へそれぞれ届け出る必要があります。(法人の主たる事業所の所在地の変更の場合は、別記第2号様式での届出となります。)

注 区分変更前行政機関へ届け出る場合、「2」.「3」.「4」の項目については記入の必要はありません。

別記第1号様式 (第2条関係)

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

和歌山県知事様

法人登記の内容等と一致させてください。
法人の代表者印を押しつけてください。

事業者名称 和歌山県株式会社
代表者氏名 和歌山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届けてください。

記入する必要はありません。

1 届出の内容

(1) 法第115条の32第2項関係(整備)
(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)

2 事業者

フリガナ	和歌山県株式会社
住所(主たる事務所の所在地)	和歌山 都道 和歌山 郡 小松原通一丁目1番地
連絡先	和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
法人の種類	営利法人
代表者の職名・氏名・生年月日	代表取締役 和歌山 太郎 昭和**年**月**日
代表者の住所	和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
電話番号	073-441-****
FAX番号	073-441-****

3 事業所名称等及び所在地

事業所名称	和歌山県株式会社	所在地	和歌山00-112番地
所在地	和歌山00-112番地	所在地	和歌山00-112番地
計	2か所		

別記第1号様式 (第2条関係)

記入する必要はありません。

和歌山県知事様

届出日を入れてください。

平成 年 月 日

事業者名称 和歌山県株式会社
代表者氏名 和歌山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届けてください。

記入する必要はありません。

1 届出の内容

(1) 法第115条の32第2項関係(整備)
(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)

フリガナ 和歌山県株式会社
住所(主たる事務所の所在地) 和歌山 都道 和歌山 郡 小松原通一丁目1番地
連絡先 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
法人の種類 営利法人
代表者の職名・氏名・生年月日 代表取締役 和歌山 太郎 昭和**年**月**日
代表者の住所 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
電話番号 073-441-****
FAX番号 073-441-****

2 事業者

フリガナ 和歌山県株式会社
住所(主たる事務所の所在地) 和歌山 都道 和歌山 郡 小松原通一丁目1番地
連絡先 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
法人の種類 営利法人
代表者の職名・氏名・生年月日 代表取締役 和歌山 太郎 昭和**年**月**日
代表者の住所 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
電話番号 073-441-****
FAX番号 073-441-****

3 事業所名称等及び所在地

事業所名称 和歌山県株式会社
所在地 和歌山00-112番地
計 2か所

別記第1号様式 (第2条関係)

記入する必要はありません。

和歌山県知事様

届出日を入れてください。

平成 年 月 日

事業者名称 和歌山県株式会社
代表者氏名 和歌山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届けてください。

記入する必要はありません。

1 届出の内容

(1) 法第115条の32第2項関係(整備)
(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)

フリガナ 和歌山県株式会社
住所(主たる事務所の所在地) 和歌山 都道 和歌山 郡 小松原通一丁目1番地
連絡先 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
法人の種類 営利法人
代表者の職名・氏名・生年月日 代表取締役 和歌山 太郎 昭和**年**月**日
代表者の住所 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
電話番号 073-441-****
FAX番号 073-441-****

2 事業者

フリガナ 和歌山県株式会社
住所(主たる事務所の所在地) 和歌山 都道 和歌山 郡 小松原通一丁目1番地
連絡先 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
法人の種類 営利法人
代表者の職名・氏名・生年月日 代表取締役 和歌山 太郎 昭和**年**月**日
代表者の住所 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
電話番号 073-441-****
FAX番号 073-441-****

3 事業所名称等及び所在地

事業所名称 和歌山県株式会社
所在地 和歌山00-112番地
計 2か所

別記第1号様式 (第2条関係)

記入する必要はありません。

和歌山県知事様

届出日を入れてください。

平成 年 月 日

事業者名称 和歌山県株式会社
代表者氏名 和歌山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届けてください。

記入する必要はありません。

1 届出の内容

(1) 法第115条の32第2項関係(整備)
(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)

フリガナ 和歌山県株式会社
住所(主たる事務所の所在地) 和歌山 都道 和歌山 郡 小松原通一丁目1番地
連絡先 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
法人の種類 営利法人
代表者の職名・氏名・生年月日 代表取締役 和歌山 太郎 昭和**年**月**日
代表者の住所 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
電話番号 073-441-****
FAX番号 073-441-****

2 事業者

フリガナ 和歌山県株式会社
住所(主たる事務所の所在地) 和歌山 都道 和歌山 郡 小松原通一丁目1番地
連絡先 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
法人の種類 営利法人
代表者の職名・氏名・生年月日 代表取締役 和歌山 太郎 昭和**年**月**日
代表者の住所 和歌山 都道 海南 郡 市 ***-1-1 丁目2番地3号
電話番号 073-441-****
FAX番号 073-441-****

3 事業所名称等及び所在地

事業所名称 和歌山県株式会社
所在地 和歌山00-112番地
計 2か所

登記内容等と一致させてください。

欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称及び所在地のわかる資料を添付していただくことも差し支えありません。
添付資料は、A4用紙により、既写資料の写し及び複写印刷したものでも構いません。
なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数及びわがまち事業所等の合計 〇〇か所と記入してください。

介護予防、は1口として数え、ひななし事業所を除いた事業所等を記入してください。
「事業所名称」欄の裏面に事業所等の合計数を記入してください。

別記第2号様式 (第3条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく
業務管理体制に係る届出書 (届出事項の変更)

年 月 日

和歌山県知事 様

事業者 名称
代表者氏名
印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 和歌山 一郎 (カキヤ イチロウ)	生年月日 昭和++年△月□日
第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	

届出事項について該当する番号全てに○を付けてください。
第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
第3号及び第4号を届出する場合は、概要がわかる様子を添付してください。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
(注)添付資料については、(参考資料)に制限なくください。
届出先区分の変更については、指定等事業所等の数の変更により、監査する業務管理体制につ
いて変更が生じた場合も、この欄に記入してください。

5	区分変更届行政機関名称、担当部(局)課 和歌山県福祉保健部長 彦彦 課
区分	事業者(法人)番号 △△△△にて訪問介護サービス事業所の指定を受け たため
変更	区分変更理由 厚生労働省○○厚生局□□課 年月日 (日本工業規格A列4番)

名称は分かる範囲で記入してください。
事業所等の新設・廃止等により区分が変更され
た日を記入してください。
区分変更された理由を具体的に記入してください。
・欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の
理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
・添付資料は、A4用紙により、両面印刷したもので構いません。

事業者(法人)番号																			
変更があった事項	1 法人の種別、名称(フリガナ)	2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号	3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日	4 代表者の住所、職名	5 事業所名称等及び所在地	6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日	7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	8 業務執行の状況の監査の方法の概要											

変更前)	変更の内容
変更後)	

(日本工業規格A列4番)

介護職員処遇改善加算の概要 その1

平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金を介護報酬に移行し、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設（平成24年度～）

・ 介護職員の社会的・経済的な評価をさらに高めるため、事業主が介護職員
の資質向上や雇用管理の改善をより推進するために加算を拡充
（平成27年度介護報酬改定）
※変更点 加算区分が3区分から4区分へ変更

・ 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護
サービス事業者等による早給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況など
を踏まえ、事業者による、早給と結びついた形でのキャリアアップの仕組
みの構築を促すため、更なる加算の拡充
（平成29年度介護報酬改定）
※変更点 加算区分が4区分から5区分へ変更

・ 平成30年度報酬改定において一定の経過措置期間後、下位2つの加算（加算
IV及び加算V）を廃止予定
※変更点 加算区分が5区分から3区分へ変更予定

介護職員処遇改善加算の概要 その2

・ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護、
通所リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス、
地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護保健施設サービス、
短期入所療養介護（老健）、介護療養施設サービス、短期入所療養介護（病院等）、介
護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）のサービスが加算対象（介護予防のお
るサービス又は介護予防も含む。）

介護職員処遇改善加算の仕組み

計算方法

加算 = 1ヶ月あたりの総単位数 × サービス別加算率

※注 当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外

具体例

給付費明細			
サービス内容	単位数	回数	サービス単位数
身体介護1	254	10	2540
身体介護3	584	10	5840
訪問介護処遇改善加算1			1148
集計			
計画単位数	8380		
限度額管理対象単位数	8380		
限度額管理対象外単位数	1148		
給付単位数	9528		

介護職員処遇改善加算Ⅰの場合の計算式
 $(2,540 + 5,840) \times 137 / 1000 = 1148$
 単位数 加算13.7% ※小数点以下四捨五入

<参考> 介護職員処遇改善加算Ⅱの場合の計算式
 $(2,540 + 5,840) \times 100 / 1000 = 838$
 単位数 加算10.0% ※小数点以下四捨五入

- ・ サービス事業者等は、加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善を実施しなければならぬ(処遇改善加算額<賃金改善額となること)
- ※この加算分が、適切かつ確実に介護職員の賃金として支払われなければならない
- ・ 賃金改善は、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)のうちから対象となる賃金項目を特定した上で行う
- ・ 原則、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない
- ・ 原則として賃金水準の比較は、介護職員処遇改善加算を取得する(した)月の属する年度の賃金水準として行う
- ・ 加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績のない介護職員について、その介護職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する

介護職員処遇改善加算の種類

- 加算 I
- ・ 所定単位数にサービスマン別加算率を乗じた単位数で算定
 - ・ (1)～(8)の8つの加算要件(次ページから参照)の全ての基準を満たすことが必要

- 加算 II
- ・ 所定単位数にサービスマン別加算率を乗じた単位数で算定
 - ・ (1)～(6)と(8)の基準と、(7)の【I】及び【II】の基準を満たすことが必要

- 加算 III
- ・ 所定単位数にサービスマン別加算率を乗じた単位数で算定
 - ・ (1)～(6)と(8)の基準と、(7)の【I】又は【II】のいずれかの基準を満たすことが必要

- 加算 IV
- ・ 所定単位数に加算Ⅲの加算率の90/100を乗じた単位数で算定
 - ・ (1)～(6)の基準と、(7)の【I】、【II】又は(8)のいずれかの基準を満たすことが必要

- 加算 V
- ・ 所定単位数に加算Ⅲの加算率の80/100を乗じた単位数で算定
 - ・ (1)～(6)の全ての基準を満たすことが必要

- (1) 介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る処遇改善計画を策定し、その計画に基づき適切な措置を講じていること

- (2) (1)の処遇改善計画等を全ての介護職員に周知した上で指定権者へ届け出ていること

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること

- (4) 当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績報告書を各指定権者に報告すること

- (5) 算定日が属する月の前12月間において労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金刑以上の刑に処せられていないこと

- (6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること

介護職員処遇改善加算の8つの要件 その1

介護職員処遇改善加算の8つの要件 その2

(7) キャリアパス要件

【1】次に掲げる要件の全てに適合すること

- ア 介護職員が任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること
- イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること
- ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること

【II】次に掲げる要件の全てに適合すること。

- ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること
- ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を行うこと
- イ アについて、全ての介護職員に周知していること
- ウ 職員の給与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること
- エ 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること

介護職員処遇改善加算の8つの要件 その3

(7) キャリアパス要件

【III】次に掲げる要件の全てに適合すること

- ア 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること
- イ 具体的には、次のaからeまでのいずれかに該当する仕組みであること
- ア 経験に応じて昇給する仕組み
- イ 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
- ウ 資格等に応じて昇給する仕組み
- エ 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること（ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることとする）
- オ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

- イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること
- ウ 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること（ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する）
- エ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること

キャリアパス要件等の制度の概要

●キャリアパスとは？

経営 組織

『キャリア』 + 『パス』

・会社(法人)における職種や役割をどのような道筋であがっていくのかを示したもの。

・会社(法人)においては、将来の経営展望に見合った人材を体系的に示し、戦力を確保すること、また、社員(職員)個人に対しては、明確な目標を与え公正な評価を行うことにより、人材の活性化を図ることを目的。

→具体的には、目標達成管理、能力開発、人材育成、能力業績主義賞金などが総合的に盛り込まれ、社員は自己の能力を伸ばしながら、業績に貢献し、例えば5年後にはどのような姿で仕事をしているかなど、将来像が描きやすくなる。

キャリアパスのねらい

【背景】
高齢化社会において、介護分野への期待・需要が増大。しかし、介護職員の賞金・労働条件等の待遇の低さ、人事評価の妥当性の低さからキャリアアップが望めない環境にある。

利用者
質の高いサービスを受
従業員
意識(やりがい)・能力の向上
昇給・昇格、安定生活

経営サイド
経営の安定
介護の質の向上
職員の確保・定着
化

キャリアパス制度

法人(経費)を支える

どのようなポストがあり、そのポスト・仕事に就くためにどのような能力・資質・経験等が必要なのかを定める

それに応じた賞金
体系を設定する

個人の従業員の職位、職責、賞金水準を定める

キャリアパス制度のねらい
キャリアパス制度のねらい
キャリアパス制度のねらい
キャリアパス制度のねらい

介護職員処遇改善加算の8つの要件 その4

(8) 職場環境等要件

【加算Ⅰ及びⅡの職場環境等要件】の場合

平成27年4月から届出を要する月の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること

【加算Ⅲ及びⅣの職場環境等要件】の場合

平成20年10月から届出を要する月の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）を全ての介護職員に周知していること

介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること

職位

上級介護職員、中級介護職員、初級介護職員、新人介護職員等

※職位の名称は事業所独自のものでも構わない

※管理者やサービス提供者等当然配置する役割のみの定めは不可

※上位の職位になるための要件も定める必要がある

例えば、「サービス提供〇〇時間以上」、「介護福祉士有資格者」等

職責又は職務内容

上級介護職員の例

「中級・初級・新人介護職員の指導・管理」、「事故発生時における対応」等

中級介護職員の例

「初級介護職員・新人介護職員の指導」、「高度なケアにおける適切な対応」等

初級介護職員の例

「利用者のニーズや状況の変化に応じた適切な対応」、「新人の指導」等

新人介護職員の例

「サービス提供時間に応じた身体介護及び生活援助」、「日常生活に関する相談・助言・健康状態の確認」等

介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件 I 詳細

イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること

賃金体系

職位に応じて給与表を分ける、あるいは、上位職位に〇〇手当を付ける等、上位職位の職員を賃金で評価し、各職位に対応する賃金を明示しているもの

※一時金等の臨時に支払われるものとは

例 就業規則に記載がなく専ら使用者の裁量で支払われるもの

ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること

就業規則等の明確な根拠規定

就業規則、給与規程、法人による内規（要綱、要領、規程等）等の書面に職位、職責、職務内容、賃金体系等を記載する

介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件 II 詳細

ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、
①賃金上の目標及び②a又はbに掲げる具体的な計画を策定し、当該
計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること
a 賃金向上のための目標に沿って、③研修機会の提供又は技術指導等を
実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、④介護職員の能力評価を行うこと
b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の
付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること

①賃金向上

例 介護福祉士資格取得、介護職員基礎研修受講、コミュニケーション
能力向上、問題解決能力向上、マネジメント能力向上 等

賃金向上の目標

例 1 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護
職員が技術・能力の向上に努めること。

例 2 事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、
訪問介護員研修等）の取得率向上

介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件II 詳細

- ②a又はbに掲げる具体的な計画
- ・研修機会の提供や技術指導を実施し、それに伴う能力評価を行う計画
 - ・資格取得のための支援にかかる計画

- ③研修機会の提供又は技術指導等を実施
- 例 ヒヤリハット事例への対応、認知症の方への理解、基本的な接遇・マナーの理解、法令遵守の理解、基本的な防火対策の理解、個人情報保護の理解など

- ④介護職員的能力評価を行う
- 【要点】 介護職員が自身の能力や業務に対する自己認識を行い、その認識が事業者のなかでどのように認識されているかを確認し
あう

- 【方法】 例1 個別面談
例2 自己評価に対し管理者等が評価を行う方法
- ※参考 介護職員能力評価表案

イ アについて、全ての介護職員に周知していること

ア 介護職員について、経験若しくは資格等に依りて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること

- 経験に依りて昇給する仕組み
- ・「勤続年数」や「経験年数」などに依りて昇給する仕組みを事業所が定めている、職位・職責・職務内容に対応するよう整備すること
 - (例) 0～6ヶ月(新人介護職員) 6ヶ月～3年(初級介護職員) 3年～5年(中級介護職員) 5年～(上級介護職員)

- 資格等に依りて昇給する仕組み
- ・「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に依りて昇給する仕組みを事業所が定めている、職位・職責・職務内容に対応するよう整備すること
 - (例) (新人介護職員) 初任者研修(初級介護職員) 実務者研修(中級介護職員) 介護福祉士(上級介護職員)

